

2006年4月14日

各 党 御 中

(社)アムネスティ・インターナショナル日本

事務局長 寺中 誠

(社)自由人権協会

事務局長 小町谷 育子

賛同団体

(財)公益法人協会

(財)さわやか福祉財団

(社)シャンティ国際ボランティア会

公益法人改革立法に係る申し入れ書

一、申し入れの趣旨

1. 公益認定要件について

特定非営利活動促進法の別表に掲げられるすべての分野の活動は、「公益目的事業」(公益法人認定法案第2条第4号)に含まれるという趣旨を明確化してください。

公益認定の取り消しの処分を受けた場合及び合併により法人が消滅する場合の「公益目的取得財産」の贈与先(同法案第5条第17号)及び清算をする場合の残余財産の帰属先(同条第18号)に特定非営利活動法人及び公益信託を加えてください。

公益法人の理事・監事に占める比率の上限規制の解除の対象(同第5条11号)に特定非営利活動法人を加えてください。また、ほかにどのようなものが含まれるのか明確にしてください。

「公益目的事業比率」(同第15条)の計算については、管理費を直接的な事業経費の割合に応じて按分することとしてください。

公益法人の社員又は評議員以外の者から社員名簿の閲覧の請求があった場合には請求理由に正当な理由があると認める場合のみ閲覧に応じるべきこととしてください。(同第21条第5項)

社員名簿の社員からの謄写の請求(一般法人法案第32条)若しくは社員又は評議員からの閲覧の請求(公益法人認定法案第21条(一般社団について

は一般法人法案第32条))について、特に名簿に記載されている個人社員の個人情報保護に十分配慮してください。

「遊休財産額」(同第16条)(いわゆる内部留保)については、公益目的事業を維持するだけでなく発展させるのに必要なものはこれから除いてください。これを超える「遊休財産」については単年度会計から複数年度会計への見直しと情報公開によってその発生を防止することとしてください。

2. 特例民法法人の移行等について

法人としての同一性を保持したまま特定非営利活動法人、社会福祉法人等に移行できるようにしてください。

特例民法法人の「公益目的支出計画」に定めることのできる寄付先に、特定非営利活動法人及び特定公益信託を加えてください。(整備法案第119条)

3. 非営利法人に対する税制について

非営利(剰余金・残余財産は非分配)の法人であれば原則非課税(非収益事業非課税)であるという趣旨を明確化してください。

4. 認定公益法人に関する税制について

以下の趣旨を明確化してください。

法人税の課税対象は、「収益事業等」(公益目的事業でない事業)のうち法人税法施行令第5条第1項の事業による所得に限定されること。

いわゆる「みなし寄付金」の損金算入上限を100%とすること。

5. 寄付税制について

公益認定法人に対する寄付については寄付金優遇税制を適用してください。

6. 公益認定等委員会について

「公益認定等委員会」の委員となる民間有識者としては、行政官僚、検察官、裁判官などの経歴を持っている人物よりも民間で活動しつづけてきた人物を優先することを原則としてください。

二、申し入れの理由

はじめに

今回の社団法人・財団法人改革は、非営利と公益の関係、さらには法人格と税制の関係など、ひとり社団法人・財団法人だけでなく、非営利セクター全体にも関係のあるテーマを含む大改革です。非営利セクター全体にとって、その活動が活性化され社会的な支援を受けられる制度が望まれます。

また、官僚組織の裁量による民間セクターへの介入をなくし、自由で多様な民間非営利公益活動を活性化させるという改革の趣旨が実現するか、具体的な内容が注目されます。

1. 公益認定要件について

今回の改革は非営利・公益法人についての一般法である民法の改正を含むという意味では抜本改革です。特別法である特定非営利活動促進法成立過程で分野が限定された理由に照らしても、一般法の改正である今次改革においては活動分野の限定のない公益法人が創設されるのが本来あるべき姿であったと考えられます。今回の公益法人認定法案についても、不特定の人々の利益を目的とし営利を目的としない公益活動について分野が狭く限定されるとすれば、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進するという改革の趣旨に反します。特に、時の政府や社会の多数意見と異なる意見にもとづく活動も、社会にとっては必要な民間公益活動であり、こうした活動が民間公益から排除されるべきではありません。複数の事業の中で公益目的でないといわれるものが出た場合、公益法人認定法案第15条の50%条項によって活動に制限が生じることにも留意すべきです。以上から、「人権・平和」などを含む特定非営利活動促進法別表の活動分野はすべて公益法人認定法の活動分野に含まれるという趣旨を明確化すべきです。

今次改正は非営利法人・公益性のある法人の一般法の創設に至らなかったことから、複数の公益性のある法人が並存する状態となります。公益性のある法人の財産は政府の財産ではなく市民社会の財産であり、公益性のある民間法人（公益信託を含む）の間では自由に財産の移行が認められるべきです。従って、「公益目的取得財産」の贈与先、残余財産の帰属先には特定非営利活動法人及び公益信託が含まれるべきです。

公益法人の理事・監事に同一の団体の関係者が占める比率を規制する理由は私的な団体となることを防ぐためと考えられます。公益性のある法

人のうち、特定非営利法人も特定非営利活動促進法第2条で「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。」、第21条で「役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。」と定められており、他の法人に比べて取り立てて私的な団体（公益性のない団体）とみなす理由はありません。従って、特定非営利活動法人の関係者についても公益法人の理事・監事に占める比率の規制を解除すべきです。

現在の公益法人においては、天下りや補助金を受けていない団体ほど規模が小さく、その結果として総会など市民社会的なガバナンスに必須の事業も含めて管理費が全体の中で占める割合が大きくなる傾向にあります。こうした現状に鑑みると、50%条項の計算方法によっては在野性の高い団体ほどスタッフの労働条件を切り下げざるを得なくなるなどの矛盾が生じることが危惧されます。従って、管理費も直接的な事業経費の割合に応じた按分することとすべきです。

報酬を受ける可能性のある役員とその可能性のない社員とはおのずから市民社会による監視の必要性は異なります。特に法人社員ではなく個人社員については、その思想・信条の自由、安全の保護などのためにも個人情報の保護が尊重されなくてはなりません。一般法人法案の第32条では社員からの社員名簿の謄写の請求があった場合は不当な理由であることを請求者が明らかにしない限り法人はこれを拒むことができないとされています。この規定の運用によっては、社員名簿の取得を目的とした名簿業者等が若干の年会費を支払って社員となり、権利行使等の目的と偽って社員名簿の謄写を請求して入手した名簿を転売すれば莫大な利益をあげることができるとなり、営利目的による社員名簿の流出が必ず起こります。公益法人においても公益法人認定法案に謄写についての定めがないことから上記一般法人法案第32条がそのまま適用になると考えられます。また、一般社団の社員による閲覧の請求（一般法人法案第32条）公益法人の社員又は評議員による閲覧の請求（公益法人認定法案第21条）についても同様の事態が心配されます。さらに、公益法人においては、社員又は評議員以外の者からの社員名簿の閲覧の請求についても、住所を除外することができるものの、正当な理由がない限り閲覧を拒むことができないとされています。個人社員の人權を保護するために、社員（又は評議員）による社員名簿の謄写又は閲覧

の請求については個人情報保護法並みに個人社員の個人情報を保護することができるようにし、社員又は評議員以外の者からの閲覧の請求については正当な理由があると認める場合のみ閲覧に応じることとすべきです。

「遊休財産」については、民間による公益事業を発展させていくために、いわゆる単純再生産ではなく拡大再生産ができるようにその概念を解釈し、会計原則においては翌年度において使用することができるようにする必要があります。社会のために使用されない真の意味の「内部留保」の発生は情報公開を通じた市民社会による監視によって抑止すべきです。

2. 特例民法法人の移行等について

一般法ではない公益法人認定法のもとでは、現在の社団法人のなかには公益認定社団法人ではなく特定非営利活動法人や社会福祉法人等、他の公益性のある法人類型への移行を選択せざるを得ないものが出てくる可能性もあります。従って、特例民法法人は特定非営利活動法人、社会福祉法人等に移行できるようにする必要があります。

特定非営利活動法人と公益信託には公益性があり、これらへの寄付は公益目的の支出であると考えられます。従って、「公益目的支出計画」に定めることのできる寄付先に、特定非営利活動法人及び公益信託を加えるべきです。

3. 非営利法人に対する税制について

剰余金・残余財産非分配の要件を満たす非営利法人については、以下の理由から原則非課税（税法上の非収益事業は非課税）であるとの原則をこの際、明確化すべきです。

剰余金・残余金を分配しないのであればその利益を享受する者が存在しない。

法人税法は営利法人に対する課税について規定したものであって、非営利法人の益金から損金を控除した差額に課税する根拠とすることは出来ない。

準則主義であることは原則課税の根拠とはならない。

なお、今回の一般法人法案においては、社団法人の清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって残余財産を社員に分配することが可能となってお

り（一般法人法案第239条）、この規定については剰余金・残余財産の非分配を要件とする非営利法人の概念に照らして議論の分かれるところです。しかしながら、精算時に残余財産の分配が可能であっても、実際に分配が行われたときに分配された者に課税すれば足り、起こるか起こらないかわからないことを根拠に清算しない法人に課税することはできません。

特に、対価性のない寄附及び会費への課税は、多様で自由な民間活動を衰退させる影響が懸念され、税の中立性の要請にも反するので行うべきではありません。

4. 認定公益法人に対する税制について

公益法人が自らの努力で収益をあげ、これを公益目的事業に使用することは、公益事業の費用負担の社会的なあり方を構想する上で望ましいことです。従って、「収益事業等」（公益目的事業でない事業）による収益を公益目的事業に使用すればすべて損金として算入できるとすべきです。また、公益目的事業によって見かけ上の「収益」があがっても、公益法人認定法案第15条を前記1.のように解すれば、この「収益」は結局は公益目的事業の発展に使用されるので、これもみなし寄附と同様に扱うべきであり、非課税とすべきです。結局、課税対象は「収益事業等」のうち法人税法施行令第5条第1項の事業（いわゆる収益事業33業種）による所得に限定すべきです。

5. 寄附税制について

政府が担うべきでない公益の領域があり、これを官僚組織による恣意的な介入から切り離すということが今回の改革の大前提です。公益の領域である以上、社会的に資金を支援するシステムが構築されるべきであり、寄附した個人が税控除を受けられる寄附優遇税制はその重要な一環です。その認定はこれまでの特定公益増進法人（以下、「特増」）のように官僚機構による裁量に委ねるべきではありません。寄附優遇税制の対象を選ぶための方法として考えられる一つの手段はパブリック・サポート・テストですが、現在特増並みとなっている更生保護法人のように税制上の支援を与えるべき公益性を持ちながら、何の支援策もないままでは一般社会による幅広い支援を期待することが難しいものも存在するため、同テストのみでは支援すべき公益の領域に多くの欠落が生じることが危惧されます。また、パブリック・サポート・テストの基準が高すぎれば自力の事業努力により収入をあげて公益目的事業を発展させようとする意思を阻害する危険もあります。人権、民間外交・国際協力、行政監視、心の相談などに見られる

ように、民間公益の存在意義は時の政府や多数世論とは異なる先駆的、批判的、内面的活動などを含み得るその多元性にこそあり、この多元性を保障するためには、公益認定された法人については区別を持ち込むことなく一律に寄附優遇税制の対象とすることが必要です。なお、公益認定等委員会によって恣意的に公益認定から排除される法人が出ることを防ぐには、パブリック・サポート・テストをパスする法人については必ず公益認定するようにする方法も考えられます。

6. 公益認定等委員会について

公益法人制度改革に関する有識者会議による報告書では、公益性を有する法人を認定する委員会は「民間有識者」からなることが提言されています。現時点で民間職にあったとしても過去に行政官僚、検察官、裁判官などの経歴をもっている人物ばかりが民間有識者として選ばれることがあれば今回の改革の趣旨に真っ向から反し改革が反故になります。民間で活動しつづけてきた人物を優先することを原則とすべきです。

以上